

宮崎県立小林秀峰高等学校 いじめ防止基本方針

I いじめ防止等のための対策

いじめ防止等のための組織

いじめ防止等を実効的に行うため、「いじめ不登校対策委員会」を設置し、いじめ事案発生時は緊急に開催する。

【構成員】

(校長)、副校長・教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、教育相談部主任、人権同和教育担当、特別支援教育コーディネーター、関係学年主任、関係学級担任、関係学科主任、関係職員から適宜編成する。

【活動】

- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- 要配慮生徒への支援方針決定
- 学校いじめ防止基本方針見直し
- いじめ防止プログラム及び事例対処マニュアルの作成
- いじめ不登校対策委員会で決定した対策に対する実施状況の確認

II いじめ防止等に関する措置

1 いじめ防止 ※資料1・2参照

- (1) 生徒が主体となる活動
 - 同学年・他学年との交流会
 - 生徒会による文化祭やクラスマッチなど学校行事の企画運営
 - 校内美化活動の充実
- (2) 教職員が主体となる活動
 - 個人面談週間の設定
 - ホームルーム等を中心とした人権教育や情報モラル教育の時間設定
 - 外部講師による講演会の実施
 - P T A 総会での学校の方針説明
 - 学校及び授業公開の実施
 - 保護者を対象とした研修会・人権教育講演会の開催(P T A 研修)
 - 立番指導、列車乗り込み指導、巡回指導

2 いじめの早期発見 ※資料3・4参照

- (1) いじめられた生徒、いじめた生徒が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有する。
- (2) 個人面談週間を設け、生徒が相談しやすい雰囲気づくりを目指す。(年2回)
- (3) いじめの事実がないかどうかについて、全生徒を対象に定期的なアンケート調査を実施する。(年3回)
 - 学校独自のアンケート実施
 - 県下一斉のアンケート実施
- (4) いじめ不登校対策委員会において、上記面談やアンケート結果の他、いじめにつながる情報や配慮を要する生徒に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図る。
 - 職員会議での情報の共有
 - 進級時の情報の引き継ぎ
 - 過去のいじめ事例の蓄積
 - 教育心理検査の実施(1年次)

3 いじめに対する措置 ※資料5参照

- (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - 教職員は、いじめの行為をすぐに止めさせる。
 - いじめられている生徒や通報した生徒の身の安全の確保を最優先する。
 - いじめの事実について、生徒指導主事及び管理職に速やかに通報する。
- (2) 事実関係についての調査
 - 速やかに該当学級担任を中心に、教育相談部と連携し、関係職員(該当の副担任・学年団・学科)で事実関係の確認をし、管理職へ報告する。
 - 必要な場合には生徒へのアンケート調査を行う。

<p>(3) 情報の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ いじめ不登校対策委員会の決定や指導・支援の経過について、職員会議等で全職員へ報告する。 <p>(4) 解決に向けた指導及び支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ いじめ不登校対策委員会を開き、指導・支援の対象者に対する具体的な手立てについて決定する。 ○ 専門的な支援等が必要な場合には、県教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談する。 ○ 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適切な情報の共有を図る。 ○ 担任や副担任、学科職員を中心に関係職員が生徒指導部と連携して組織的な対応に努める。 <p>(5) 関係機関への報告・連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 校長は県教育委員会への報告を速やかに行う。 ○ 生命や身体又は財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応する。 <p>(6) 継続指導・経過観察</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめに係わる行為の解消：いじめに係わる行為が3ヶ月止んでいること ・いじめ解消の判断：被害生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること
<p>4 ネットいじめへの対応</p> <p>(1) ネットいじめの予防</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生徒・保護者・職員を対象に、ネット社会や情報モラル教育についての講話（防犯）を実施する。 ○ スマートフォンなどの健全な使用のために、フィルタリングをはじめ、用途や時間について、保護者へ啓発を図る。 <p>(2) ネットいじめへの対処</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害者からの訴えや閲覧者からの情報などにより、ネットいじめの把握に努める。 ○ 不当な書き込みや動画に対しては、保護者が警察やサイト管理者等に相談し対応するように連絡する。 (削除依頼等)

III その他の留意事項

<p>1 地域や家庭との連携</p> <p>より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや学校評議員と連携して、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していく。</p>
<p>2 関係機関との連携</p> <p>(1) 県教育委員会及び福祉関係との連携</p> <p>ア スクールカウンセラーの活用（県教育委員会への依頼）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法 ○ 関係機関との調整 <p>イ スクールソーシャルワーカーの活用（県教育委員会への依頼）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭の養育に関する指導・助言 ○ 家庭での生徒の生活、環境の状況把握 <p>(2) 警察との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生命や心身又は財産に重大な被害が疑われる場合 ○ 犯罪等の違法行為がある場合 <p>(3) 保健・医療機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 精神保健に関する相談 ○ 精神症状についての治療、指導・助言

IV 重大事態への対処

- 1 いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（宮崎県いじめ問題対策委員会）に協力する。
- 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・高額の商品を奪い取られた場合 など
 - 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・年間の欠席が30日程度以上の場合
 - ・連続した欠席の場合は、状況により判断する。
- 2 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報の保護に配慮しつつ、適切な方法で説明する。

最終改定 2021年2月1日